

国立大学法人三重大学 監事に求める人材像、役割等

国立大学法人三重大学監事候補者選考委員会要項第2の規定に基づき、監事に求める人材像、役割等を定める。

【常勤監事】

◎ 求める人材像

国立大学法人における業務の監査は、法人の組織体としての健全性を確保するためのものであると同時に、国立大学法人の使命である教育研究等の活性化を支援し、我が国の高等教育機関としての大学の質の維持・向上に資すること等を目的として行うものである。

このことから、本学の監事として業務を円滑に遂行していくため、次の要件を満たす人材であることが望ましい。

- ① 学長、理事、副学長及び教職員等と意思疎通を図り、常に業務運営の状況を把握するとともに、業務運営上の課題の認識を深めるよう努める能力を有していると認められること。
- ② 業務を監査する職責にあるものとして、相当な注意を払い監査を行う能力を有していると認められること。
- ③ 監査意見を形成するに当たり、事実を確認し、必要があると認めるときは、外部専門家の意見を徴し、合理的な判断を行うよう努める能力を有していると認められること。
- ④ 職務を遂行するに当たり、独立性の保持に努めるとともに、常に公正不偏の態度を保持する能力を有していると認められること。
- ⑤ 民間企業、国又は地方公共団体等において、リーダー的な立場での豊富な業務経験を有し、組織の監査を、公正かつ適切に遂行できる能力を有していると認められること。

◎ 求める役割等

監事は、本学の業務の監査を行う。

(1) 具体的監査事項

- ① 関係法令、業務方法書、規則等の整備状況及び実施状況
- ② 中期計画の実施状況
- ③ 予算の執行及び資金運用の状況並びに決算の状況
- ④ 物品及び不動産の管理状況
- ⑤ 人件費の状況

(2) 監事の権限

- ① 業務運営の状況を把握するため、役員会、その他重要事項を審議する会議に出席し、意見を述べることができる。
- ② 業務運営に関する重要な文書を閲覧し、学長、理事及び教職員に説明を求めることができる。
- ③ 重要な財産の取得、処分及び管理の状況について調査し、学長、理事及び教職員に説明を求めることができる。
- ④ 関係者に対し必要な説明又は資料の提供を求めることができる。
- ⑤ 監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。

(3) 監事の責任

- ① 監査報告を作成しなければならない。
- ② 本学が法令に定めるところにより文部科学大臣に提出する書類を調査しなければならない。
- ③ 役員（監事を除く。以下「役員」という。）に不正・法令違反行為・著しく不当な事実があると認めるとき、若しくはそのおそれがあると認めるときは、学長（学長が対象の場合は、学長選考・監察会議）に報告するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。また、監事は、役員、会計監査人から、不正行為、若しくはそのおそれがあると報告を受け、必要と認めるときは、学長（学長が対象の場合は、学長選考・監察会議）に報告するとともに、文部科学大臣に報告するものとする。